

○大多喜町空き家・空き地バンク制度要綱

平成23年3月14日

告示第20号

改正 平成31年3月22日告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存する空き家・空き地を活用することで、ふるさと暮らし、田舎暮らしを希望する者等の定住を支援するとともに、地域の活性化を図るため、空き家・空き地の登録及び情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き地バンク制度 空き家・空き地の売買又は賃貸を希望する所有者から登録を受けた情報を町内に定住等することを目的とした利用希望者に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (2) 空き家 現に人が使用していない又は近く使用しなくなる家屋をいう。
- (3) 空き地 現に人が使用していない又は近く使用しなくなる土地で、農地又は山林以外のものをいう。
- (4) 所有者等 当該空き家・空き地に係る所有権その他の権利により、当該空き家・空き地の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 空き家・空き地登録者 次条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等をいう。
- (6) 利用希望者 本町への定住等を目的として空き家・空き地の利用を希望する者をいう。
- (7) 利用登録者 第6条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。

(登録の申込み)

第3条 空き家・空き地バンク制度による空き家・空き地に関する登録を受けようとする所有者等は、大多喜町空き家・空き地バンク登録申込書（別記第

- 1 号様式) 及び承諾書 (別記第 2 号様式) を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、大多喜町空き家・空き地バンク登録台帳 (別記第 3 号様式。以下「空き家・空き地台帳」という。) に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第 4 条 空き家・空き地登録者は、空き家・空き地台帳に登録された事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第 5 条 町長は、空き家・空き地登録者に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家・空き地台帳の登録抹消の届出があったときは、当該空き家・空き地の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家・空き地登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第 6 条 利用希望者は、大多喜町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書 (別記第 4 号様式) 及び誓約書 (別記第 5 号様式) を町長に提出するものとする。

2 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当している者であると認められる場合は、その者を大多喜町空き家・空き地利用登録者台帳 (以下「利用登録者台帳」という。) に登録するものとする。

(1) 空き家若しくは空き地に住宅等を建築し定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者及び本町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(2) 空き地を有効活用して、経済、教育、文化芸術等に関する活動を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者台帳の登録事項の変更)

第7条 利用登録者は、利用登録者台帳に登録された事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(利用登録者台帳の登録の抹消)

第8条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳から登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家・空き地の利用の目的等が、第6条第2項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 空き家・空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(適用範囲)

第9条 町長は、空き家・空き地登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日告示第12号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。